

感染防止対策支援事業補助金に関する Q&A (R3.6.25 版)

○事業概要について

Q1：どのような事業なのですか？

A1：尾道市内の事業所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施による事業継続を支援することを目的として、尾道市内の施工業者に依頼して事務所や店舗の施設整備を実施する事業者へ、改修費用の一部を補助するものです。

○補助対象者について

Q2：中小企業者の定義を教えてください。

A2：以下の表中のいずれかに当てはまる場合が補助対象となります。

(表 1)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

※その他、補助対象者の範囲については次の表 2 の通りです。

(表 2)

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合) ・個人事業主 ・一定の要件を満たした特定非営利活動法人 (※) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者 (個人の林業・水産業者についても同様) ・協同組合等の組合 (企業組合・協業組合を除く) ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人

	<ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 (既に税務署に開業届を出している場合でも、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外) ・任意団体 <p style="text-align: right;">等</p>
--	--

※注：特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の(表 1)における適用業種は「その他」として、『①製造業、建設業、運輸業、その他の業種』の基準を用います。

- (1) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第 5 条に規定される 34 事業)を行っていること
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと

Q3：個人事業主であっても申請は可能ですか？

A3：個人事業主であっても、尾道市内に主たる事業所が存在し、尾道市内の主たる事業所での新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のために必要と認められる場合は対象となります。

Q4：「尾道市内に主たる事業所を有すること」にはどういったものが該当しますか？

A4：法人の方の場合は、本店もしくは本社が尾道市内に存在すること、個人事業主の方の場合は、店舗等の事業所が尾道市内にあることが該当します。

Q5：補助対象となるのは市内の店舗での取組のみですか。

A5：市内に存在する事業所で行われる取組に係る経費が補助対象となるため、市外の事業所での取組に係る経費は補助対象となりません。なお、事業所とは原則として以下に該当するものをいいます。

- 1) 経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること。
- 2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること。

そのため、自社の製品や物品保管のための倉庫、社員寮などは事業所にはあたりません。

Q6：これから尾道市内で店舗を開業する予定ですが、申請は可能ですか？

A6：申請時点で未開業、あるいは営業の実態が確認できない場合は対象外となります。

Q8：複数の事業者による共同の取組を申請することはできますか？

A8：共用の来客用ドアを非接触式の自動ドアにするなど、複数の事業者で行う取組については、制度の目的に合致するものであれば申請可能です。いずれかの1事業者が代表として申請を行ってください。その場合においても、補助上限額は最大50万円となります。

Q9：交付申請を複数回行うことはできますか？

A9：1事業者につき1回限りの申請となるため、複数回申請することはできません。

Q10：1社で尾道市内で複数の事業（例：飲食店と塾）を手掛けていますが、事業ごとに申請することはできますか？

A10：1事業者につき1回限りの申請となるため、事業ごとに申請することはできません。一方で、事業ごとに対象となる取組内容について合わせて申請することは可能です。（上記の例であれば、飲食店への換気扇の新設と塾への非接触型自動ドアの設置について、合わせて1事業者での取組として申請することは可能で、交付決定された場合、合計で50万円を補助の上限とした補助対象となります）
実際の申請にあたっては、申請書は本社で申請いただき、感染防止対策計画書の「1 申請者」の所在地の欄に、改修工事を行う全ての事業所名をご記入下さい。また、「2 実施する補助事業の目的及び内容」の欄と「3 収支予算書（経費の内容）」欄のそれぞれにおいて、必要な内容を事業所ごとにご記入ください。

○補助対象経費について

Q11：補助対象事業の一つである「換気扇、換気用窓、網戸の新設工事」にはどのような工事が該当しますか？

A11：感染拡大防止のために事業所内の換気機能を高める目的で、換気扇や換気用の開閉可能な窓を新規に設置する工事や、既存の開閉可能な窓や扉に網戸を新規に設置する工事が該当します。

※既存の換気扇や開閉可能な窓、網戸などを修繕・交換する工事は対象外となります。

※換気機能付きのエアコンの設置・取替工事は対象外となります。

Q12：カウンターやテーブルの改修とはどのようなものが補助対象となりますか？

A12：簡単にいえば、移動可能なテーブルや椅子の設置は対象となりません。感染拡大防止のために、カウンターや固定式の座席やテーブルの設置にかかるレイアウトを変更する工事が対象となります。

Q13：マスクや消毒用アルコールなどは対象になりますか？

A13：マスクやフェイスシールド、消毒用アルコール、手洗い用のせっけん液などの消耗品や、空気清浄機、オゾン発生器、次亜塩素酸噴霧器、サーキュレーター、テーブル、イスなどの備品は対象となりません。

○補助対象事業期間について ※R3.6.25 改訂

Q14：募集期間はいつからいつまでですか？

A14：申請期間は令和3年3月25日（木）から~~令和3年5月31日（月）~~**令和3年11月30日（火）**までとなります。ただし、募集期間中に予算額に達した場合は、受付を終了します。

対象となる改修工事の期間は、令和2年12月1日（火）以降に着手し、~~令和3年7月31日（土）~~**令和3年12月31日（金）**までに完了する工事が対象となります。

Q15：対象期間中に既に完了している取組と、これから行う取組を合わせて申請することは可能ですか？

A15：可能です。申請にあたっては、申請する取組の全ての内容について、それぞれ必要な資料を添付してください。

Q16：申請後、いつから事業に取り掛かることができますか？

A16：申請後、交付対象と認められた事業に対しては、「交付決定通知書」をお送りしますので、交付決定通知書の到着後に事業に着手してください。

Q17：いつまでに実績報告を提出すればよいのでしょうか？

A17：補助対象事業の終了後30日以内、もしくは、既に完了している取組について申請されている場合は、交付決定通知を受けた日から30日以内に商工課へ郵送にてご提出ください。

Q18：申請から交付までの流れはどのようなものでしょうか。

A18：まず、交付申請書等申請に必要な書類一式を提出してください。提出書類を審査し、受理から概ね2週間程度で補助金交付（不交付）決定通知を郵送します。交付決定を受けた場合は工事を実施していただき、工事完了後、30日以内に実績報告書一式を提出してください。書類内容を審査し、概ね1週間程度で補助金確定通知書と交付請求書を郵送しますので、補助金交付請求書類一式を送付してください。その後、補助金交付請求書に記載された口座に補助金を入金します。

Q19：押印廃止が進んでいますが、申請書類に押印は必要ですか。

A19：押印省略を進めておりますが、次の2点のみ押印が必要です。

- 誓約書兼同意書（様式第3号）
- 請求書（様式第11号）

Q20：見積書の取り方で留意すべき点がありますか？

A20：工事内容について、明細の記載をお願いします。「一式」でまとめられている場合、再提出をお願いすることになり、交付決定までに時間を要してしまいます。

○補助額について

Q21：上限額・下限額とはどういったものでしょうか。

A21：上限額は50万円であるため、補助対象経費（税抜）に2/3を乗じた金額又は50万円のうち、どちらか低い額が補助金額となります。下限額は10万円であり、補助対象経費（税抜）が15万円未満の場合は対象外となります。

Q22：交付申請を複数回行うことはできますか？

A22：1事業者につき1回限りの申請となるため、複数回申請することはできません。

○申請に必要な書類について

Q23：申請書はどこで入手できますか？

A23：尾道市のHPよりダウンロードすることができる他、尾道市役所本庁舎及び各支所、市内の商工会議所・商工会の窓口でもお渡しすることができます。

Q24：「事業者の所在が分かる書類」にはどういったものが該当しますか？

A24：以下の表中の当てはまるもののいずれか1つを添付してください（写しでも可）。

法人の場合	個人事業主の場合
<ul style="list-style-type: none">• 登記事項証明書• 法人概況説明書の控え• 設立届• 確定申告書類（最新の「確定申告書別表一」の控え）	<ul style="list-style-type: none">• 営業許可書• 開業届• 確定申告書類（最新の「確定申告書第一表」の控え）

Q25：市内事業者はどうやって探したらよいでしょうか？

A25：インターネットやタウンページなどでの検索や、お知り合いの中でお尋ねになるなどして事業者を探してください。参考として、尾道市のHPにて『建設工事 参加資格者名簿』より検索いただくと、市に対して登録を行っている市内業者リストがあります。

Q26：工事事業者は市内の施工業者とありますが、支店や営業所のある業者でも大丈夫？

A26：市内に事務所や店舗を構えてあり、従業者と設備を有して、継続的に行われている実態があれば市内業者とみなします。

Q27：申請前に既に着手または完了している取組について、施工前・設置前の写真がありません。

A27：申請時に既に着手または完了している取組については、施工前の写真が存在していない場合でも申請は可能です。いずれの場合においても、内訳や領収書など、取組の内容と発注日とが分かる書類の添付が必要です。

Q28：申請書等の書類提出は郵送でないとダメですか。

A28：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則として郵送での申請とさせて頂いております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

Q29：新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店とはどのような制度でしょうか。

A29：新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式が求められている中、県民が安心して店舗を利用できるよう、店舗において自主的に実施している感染症予防策を県民にわかりやすく伝えることを目的として広島県が実施している制度です。広島県の作成した「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全対策シート」を活用して店舗での自主的な感染対策に取り組み、その取組内容を広島県に宣言した事業者は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書が発行されます。※実際の申請方法等に関しては、「申請の手引き」2ページをご覧ください。

Q30：対象経費をクレジットカードで支払った場合も対象となりますか？

A30：工事完了後30日以内に実績報告書一式（領収書・振込用紙等の写し等）の提出が必要となりますので、クレジットカードの場合は通帳などの写し（引き落としが確認できるもの）が必要となります。その場合、引き落としまでに日数がかかり提出期限に間に合わない場合がありますので、原則クレジットカードでの支払いはおす

すめできません。すでに工事が完了し、クレジットカードで支払いのものについては、可能です。その場合は、支払い明細書も添付してください。

○その他

Q31：本補助金を申請し交付決定を受けたのちに、国・県などの他の補助金を受給することはできますか？

A31：本補助金の申請対象として申請した経費については、他の補助金の補助対象として申請することはできません。それ以外の点で他の補助金の対象になりうるかについては、その補助金の制度によるため、詳細はそれぞれの制度要項等をご参照ください。

Q32：確定通知書が届いたあと、補助金の入金はいつごろになりますか？

A32：補助金交付請求書をご提出いただいてから、入金まで約1か月程度かかります。各提出書類に不備がないよう、提出前に必ずご確認をお願いいたします。

Q33：交付決定後、工事内容を変更（中止）したい場合はどうすればいいですか？

A33：交付決定後、補助対象事業について変更（中止）したい場合は、補助金計画変更（中止）申請書（様式第6号）を提出し、尾道市から計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）にて変更（中止）の承認通知を受けたのちに、承認された内容で事業を実施してください。

※なお、工事内容を変更した場合でも、工事の完了期限は変更前と同様に令和3年7月31日（土）までです。

○追加（4月30日） ※R3.6.25改訂

Q34：小便器の自動水栓（自動洗浄装置）への取替は補助対象になりますか？

A34：自動水栓は手をかざして自動的に流れる蛇口を想定しておりますので、便器の自動洗浄装置は対象外となります。

Q35：改修工事の部材が新型コロナウイルスの影響により手に入りにくくなっており、施工業者から工事完了期限の令和3年7月31日 **令和3年12月31日**までに完了しないと連絡を受けています。工事完了期限を延長してもらえないですか？

A35：新型コロナウイルスの影響により、製造が間に合わず部品調達が困難な状況を考慮し、部品の納期遅延のために工事完了期限までに工事が完了しないことが分かっているときは、申立書（申請者が作成）と遅延理由書（施工業者が作成）を提出していただき、書類審査で適当と認められた場合、期限を令和3年10月末 **令和4年1月末**まで延長します。工事完了が更に延びる場合は、商工課へお問い合わせください。